

一般財団法人生産科学研究奨励会

定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人生産科学研究奨励会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を福岡市東区松香台 1 丁目 1 0 番 1 号におく。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、天然資源の多角的な開発利用に関する基礎的及び応用的な研究(以下生産科学研究という。)を奨励、助成し、又は担当する大学生、院生を奨学し、もってわが国学術文化の向上並びに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生産科学研究の奨学、奨励及び助成
- (2) 生産科学に関する調査研究試験における産学協同の実施及び大学等における協同体制の構築・実施の支援
- (3) この法人に関連する研究成果の刊行の援助
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号から第 4 号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会計

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第 6 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議委員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 8 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 9 条 この法人に評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会長は、評議員会において選任する。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す

る。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事は原則無報酬とするが必要のある場合の報酬等の額
- (3) 評議員は原則無報酬とするが必要のある場合の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅延なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第17条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議に日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、又は電磁的方法により、招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員の議長は、評議員会長がこれに当たる。評議員会長が欠席の場合は、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事、監事及び評議員の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事、監事及び評議員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事、監事又は評議員の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうち選出された議事録署名人2人が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員 の 設置)

第 2 3 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 2 4 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 2 5 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した業務執行理事がその業務執行に係る職務を代行する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 2 6 条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 2 7 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、

前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 顧問・諮問委員

(顧問・諮問委員)

第30条 この法人に、顧問2人以内、諮問委員20人以内をおくことができる。

- 2 顧問及び諮問委員は、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、代表理事の相談に応ずる。諮問委員は、この法人の運営及び事業実施に関し、代表理事から諮問された事項について意見を述べ、又提言することができる。
- 4 顧問及び諮問委員の任期は、2年とする。
- 5 顧問及び諮問委員の報酬については、第29条の規程を準用する。この場合において、これらの規程中理事及び監事とあるのは顧問及び諮問委員と読み替えるものとする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、代表理事はすみやかに理事会を招集しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項が理事会にて報告があったものとみなす。

- 2 前項の規定は、この定款の第25条3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第39条 この法人には、賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同する法人または個人について代表理事が承認した者とする。
- 3 賛助会員となるものは、年額3万円以上の賛助会費を納めなければならない。

(賛助会員の特典)

第40条 賛助会員は、生産科学研究の指導及び助言ならびにその研究に従事する研究者の教育に関し、便宜を受けることができる。

第10章 選考委員会

(選考委員)

- 第41条 第4条第1号に掲げる奨学、奨励及び助成並びに第3号に掲げる援助の対象となるものを選考するために、選考委員会をおく。
- 2 選考委員会は、3名以上5名以内の委員をもって組織する。
 - 3 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選定し、代表理事が委嘱する。ただし、この法人の役員が構成員の2分の1をこえてはならない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補足

(委任)

第46条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、竹下健次郎とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、持田勲、速水洋とする。